建築物等の緑化助成に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、名古屋緑化基金を活用して、市民が建物又は敷地の緑化事業を行うために要した費用の一部を助成することにより、緑と花で包まれた美しいまちづくりをめざし都市緑化の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1. 緑化事業　壁面緑化、生垣緑化、空地緑化のことをいう。
2. 壁面緑化　建物の壁面を緑化することをいう。
3. 生垣緑化　生垣により緑化することをいう。
4. 空地緑化　空地を緑化することをいう。

（助成対象）

第３条　助成の対象は、名古屋市内において行われる緑化事業の内、別表に定める対象規模のものとする。

2　緑化事業の種類ごとの交付対象経費は、別表に定めるところによる。交付対象経費は、消費税及び地方消費税を含まない額とする。

3　助成の対象となる緑化事業は、助成金交付申請の日の属する年度内に完了するものでなければならない。

4　この要綱による助成を受けた者は、以後５年間はこの要綱による助成を受けることができない。

（助成内容）

第４条　緑化事業の種類ごとの助成金交付額は、別表に定めるところによる。

2　この要綱による助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

が、別表の緑化事業を重複して行う場合の助成金交付額は、それぞれの緑化事業の助成金交付額を合算することにより算定する。この場合における助成金交付額は、６万円を超えることはできない。

3　助成金交付額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（申請手続き）

第５条　緑化事業着手前に、申請者から建築物等緑化助成金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添付のうえ、提出させるものとする。

1. 建築物等緑化事業計画書（様式第２号）
2. 事業場所の位置図
3. 見積書など事業費用を証明する書類
4. 緑化計画平面図・断面図・その他緑化工法の分かる図面
5. 事業実施場所の着手前写真
6. 事業実施敷地等所有者の承諾書（申請者と事業実施敷地等所有者が異なる場合）
7. その他理事長が指示する書類

（助成の決定）

第６条　前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、予算の範囲内で助成の可否を決定のうえ、建築物等緑化助成金交付審査結果通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（事業計画の変更）

第７条　前条の規定により助成金の交付決定を受けた者が、助成の対象となった事業内容を変更し、又は事業を中止しようとするときは、建築物等緑化事業変更（中止）申請書（様式第４号）を提出させるものとする。

2 　前項の建築物等緑化事業変更（中止）申請書が提出されたときは、その内容を審査し、その結果を建築物等緑化助成金変更交付審査結果通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

（事業実績報告）

第８条　緑化事業が完了したときは、速やかに建築物等緑化助成事業完了報告書（様式第６号）に次の各号に掲げる書類を添付のうえ、提出させるものとする。

1. 竣工図
2. 事業実施場所の施工状況及び完了後写真
3. 事業費用支払いに関する領収書の写し又はこれに代わるもの
4. その他理事長が指示する書類

（助成金交付額の確定）

第９条　前条の建築物等緑化助成事業完了報告書が提出されたときは、書類検査及び現場検査を行い、事業の成果が助成金交付決定の趣旨及び内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、建築物等緑化助成金交付確定通知書（様式第７号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第10条　助成金は、前条の規定による通知を受けた者から、建築物等緑化助成金請求書（様式第８号）が提出された後に交付するものとする。

（樹木等の管理）

第11条　助成金の交付を受けた者に対し、事業が完了した後においても最低５年間は善良な管理者の注意をもって、助成の対象となった樹木等の育成及び管理に努め、これらの樹木等を撤去してはならない旨、指示するものとする。

（状況の報告）

第12条　助成金の交付を受けた者から、別に指示するところにより、交付後５年を経過した後すみやかに建築物等緑化助成対象施設状況報告書（様式第９号）に、次の各号に掲げる書類を添付のうえ提出させるものとする。

1. 現況写真
2. その他理事長が指示する書類

2 　前項の書類提出を受け、又は前項の書類提出を受けることなく、必要に応じ、現地調査を行うことができる。

（交付決定の取消し等）

第13条　助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事長は当該決定を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じるものとする。

1. 不正な手段により助成金を受けたとき。
2. 助成金交付の条件に反する行為があったとき。
3. 助成の対象となった緑化施設を故意に破壊し、又は当該緑化施設を緑化施設以外の用途に転用したとき。
4. 名古屋市暴力団排除条例（平成２４年名古屋市条例第１９号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものであることが判明したとき

2 　助成金の交付を受けた者が、助成金交付の対象となった緑化施設を避けがたい事由により除却せざるを得なくなったときは、理事長は交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（雑則）

第14条　この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

　　　附　則

１　この要綱は、平成２６年９月１日から実施する。

２　名古屋緑化基金建築物緑化助成要綱及び生垣等工事費資金助成要綱は、廃止する。

　　　附　則

この要綱は、令和２年４月１日から実施する。

別　表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 対象規模 | 助成金交付額 | 交付対象経費 |
| 壁面緑化 | つる性植物により、建築物の壁面に沿って４ｍ以上15ｍ未満の延長のところ、もしくはカセット式壁面緑化設備により、緑化対象面積が建築物の壁面に沿って4㎡以上に植栽するものであること。  （つる性植物の場合は、延長１メートルにつき３本以上植栽するものであること。） | 1. 助成金交付額は、交付対象経費に２分の１を乗じて得た額（上限６万円）とする。 2. 植栽のみの場合の助成金交付額は、２千５百円を上限とするメートル当たり単価に植栽延長を乗ずることにより算出する。 3. 誘引資材を設置する場合もしくはカセット式壁面緑化設備を設置する場合の助成金交付額は、１万５千円を上限とする平方メートル当たり単価に植栽面積を乗ずることにより算出する。 | 緑化費用のうち、植栽、植栽基盤、潅水施設及びコンテナ等容器の設置工事に係る費用 |
| 生垣緑化 | ４ｍ以上15ｍ未満の生垣延長のところに、高さ１ｍ以上の樹木を延長１ｍにつき２本以上植栽するものであり、かつ、接道面から７ｍ以内のところに整備された緑化施設であって、市民が公道から自由に鑑賞できるものであること。 | 1. 助成金交付額は、交付対象経費に２分の１を乗じて得た額（上限２万円）とする。 2. 支柱がある場合の助成金交付額は、５千円を上限とするメートル当たり単価に生垣設置延長を乗ずることにより算出する。 3. 支柱がない場合の助成金交付額は、２千５百円を上限とするメートル当たり単価に生垣設置延長を乗ずることにより算出する。 | 緑化費用のうち、植栽、植栽基盤等生垣設置工事に係る費用 |
| 空地緑化 | 緑化対象面積が４㎡以上50㎡未満であり、かつ、接道面から７ｍ以内のところに整備された緑化施設であって、市民が公道から自由に鑑賞できるものであること。 | 1. 助成金交付額は、交付対象経費に２分の１を乗じて得た額（上限４万円）とする。 2. 助成金交付額は、１万円を上限とする平方メートル当たり単価に緑化対象面積を乗ずることにより算出する。 | 緑化費用のうち、植栽、植栽基盤及び潅水施設の工事に係る費用 |

（備考）

1. 空地緑化の緑化対象面積の算出は、植栽基盤の水平投影面積とする。なお壁面緑化にあたっては、鉛直投影面積とする。
2. 交付対象となる植栽は、高木（樹高4.0ｍ以上の樹木）及び中高木（樹高2.5ｍ以上4.0ｍ未満の樹木）、生垣、その他樹木、芝、地被類、つる性植物の植栽とする。
3. 潅水施設は、原則として、１か所以上設置されているものとする。新たに設置が必要な場合における潅水施設の助成交付金額の上限は２万円とする。